

訪問介護 初回加算

対象者	過去２月間（歴月）に、当該訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない利用者。	※ 加算を算定する事業所は利用者の生活状況や介護サービス利用状況について、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、加算の目的である自立支援・重度化防止に資する介護を推奨する必要がある。 介護支援計画書内に記載された内容で訪問介護計画書を作成してください。
算定要件	① 新規に訪問介護計画書を作成していること。	
	② 初回または初回の訪問介護を行った日に属する月に、「サービス提供責任者がサービスを提供する」または「訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行する」のいずれかを満たすこと。	
留意点	・ サービス提供責任者が同行した場合は、同行訪問した旨を記録する。	
	・ サービス提供責任者が同行した場合、サービス提供責任者はサービス提供時間を通じて滞在する必要はなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れたとしても加算の算定要件を満たす。	
	・ 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能である。	
	・ 初回加算の過去２月とは歴月（月初日から月末日まで）によるものである。	

※ 利用内容については生活援助のみの場合でも、初回加算算定時には訪問介護計画書を作成して、利用者の同意を得てください。その後、ケアマネジャーに計画書の写しを提出してください。